

議案第 18 号

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例（平成15年
佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「又は」を「若しくは」に改め、「の者」の次に「又はこれらの
者により構成された団体」を加え、同表備考3中「の20割」を「（備考2の規
定により割増しして徴収するものを含む。）の10割」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理
に関する条例別表の規定は、令和8年4月1日以後の佐倉市男女平等参画推
進センターの使用に係る利用料金の上限額について適用する。